

鳥取県公報

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛治

證明書番号 品種名前 申請者
昭二八鳥地 黒毛和種 第十五宮 信美郡宇倍野村
二七号 上 井 栄

◇告示

種畜證明書の書換交付

目 次

土地改良区役員の就任届出
第一種共済掛金について
農業委員会の設置

司法警察員として職務を行う者の指名

◇教委規則 教頭設置規則の一部改正

主事設置規則の一部改正

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

◇選管告示 農業委員会法に基く選挙権を有する者の
一分の一の数

告 示

鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
就任した旨届出があつた。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛治
江津土地改良区
理 事 波当根 武 藏
奥 山 春 治
田 中 喜代藏
新 田 常 蔵

昭和二十九年四月二十七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
一 死廢部分の共済金額の最低額に対応する共済掛金を次のように定める。
額に対応する第一種共済掛金を次のように定める。

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十四号）により、昭和二十九年度において適用する死廃病傷共済の死廃部分の共済金額の最低額に対応する共済掛金及び病傷部分の最低額に対応する第一種共済掛金を次のように定める。

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第一条第一項の規定により、昭和二十九年四月一日日野郡壽口町に次のとおり農業委員会を新たに設置することを承認し
た。

農業委員会の名称	鳥取県年事西尾島愛治
日野郡溝口町溝口	区
農業委員会	域

鳥取県告示第二百七号

監事
福間文夫
重力
高島立足
利崎

明け二才以上の馬	病傷部分の第一種共済掛金
出生後第五月の月 の末日を経過した	共 濟 目 的
乳牛	牛
乳牛以外の牛	八〇円
明け二才以上の馬	六〇円
一三四四円	一、一四〇円

鳥取縣告示第二百八号

農業委員会法（昭和二十六年法律第十八号）第二条第一項の規定により、昭和二十九年四月一日日野郡導口町

昭和二十九年四月二十七日
額に対応する第一種共済掛金を次のように定める。

農業委員会法（昭和二十六年法律第百八十八号）第二条第一項の規定により、昭和二十九年四月一日日野郡壽口町に於て次のとおり農業委員会を新設して設置することを承認する。

昭和29年

米子市米原土地改良区

事保永重治
山崎金二郎
米子市河崎
野坂時雄

第2509号

昭和
理事 小林竜一 米子市米原
戸田吉久

柳
野坂時雄
高鉄 横
三脚

山崎時坂

米子市河崎

良 雄

三

昭和

理	奥田啓治
事	妹尾平次
小	庄中清治
林	中祖近好
管	日光村
理	江府町
事	日光村

金時坡蠶山

茂市治郎

第2509号 2
ノ 監 ノ ハ
事
極 下 載
津 村 延 吉
米 沢 幸次郎
山 根 德 治
根 沢 幸 治

西福原	米原	三柳	井坂祐安	相野包壽	加藤久壽	永井友美	事	芭
-----	----	----	------	------	------	------	---	---

第2509号 2
ノ 監 ノ ハ
事
極 下 載
山 根 德 治
米 沢 幸 次 郎
津 村 延 吉

井坂祐安	相野包壽	加藤久壽	永井友美	三柳米原
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
井坂祐安	相野包壽	加藤久壽	永井友美	三柳米原
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
井坂祐安	相野包壽	加藤久壽	永井友美	三柳米原

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項の規定に基き、江府町江星農業委員会の区域を昭和二十九年四月一日から次のとおり変更することを承認した。

同右
委員会
二部農業
前の二部村の区域

上あり存続することになつた。

鳥取県知事

尾
愛
治

昭和十九年四月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

農業委員会の名称
日野郡江府町
江尾農業委員会

從前之区域及び前之日光村大字
大河原　吉原の区域

鳥取県告示第一百十一号

鳥取県告示第二百一十一号
西伯郡庄内村、名和村、光徳村、御来屋町の合併に伴い
從前各町村農業委員会は、農業委員会法（昭和二十六
年法律第八十八号）第五十条第一項の規定により、昭和

昭和二十九年四月二十七日
昭和二十九年四月二十七日次のとおり指名した

教育委員會規則

昭和二十九年四月二十七日

教頭設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和29年

教育委員會規則

第2509号

縣教育委員會規則第三號

第三号

三

事設置規則（昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則）

教頭設置規則の一部を改正する規則

第二条第二項を次のように改める。

第一号)の一部を次のよう改正する。

出にしなければならない。

火曜日

附則

27 日
1 この規則は公布の日から施行し、昭和二十九年四月

教育委員會告示

九年

年號考證卷之二十六

昭和
員会規則第三号は廢止する。
主事設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県教育委員会委員長　萩原治郎

第2510号

一日時 四月二十七日 午前十一時
場所 教育委員会々議室
議題 小中学校学級教調査について
その他

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

農業委員会法第三十二條第二項において準用する同法第十四條第五項の規定による各選挙区において選挙権を有する者の二分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根放幸

第一選挙区において選挙権を有する者の二分の一の数

三五、一〇四人

第二選挙区

二八、八八一人

第三選挙区

三四、八三三人

鳥取県公報

地方事務所長事務委任等に関する規則の一
部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五